

別海町立学校の教育職員の時間外在校等時間（超過時間）

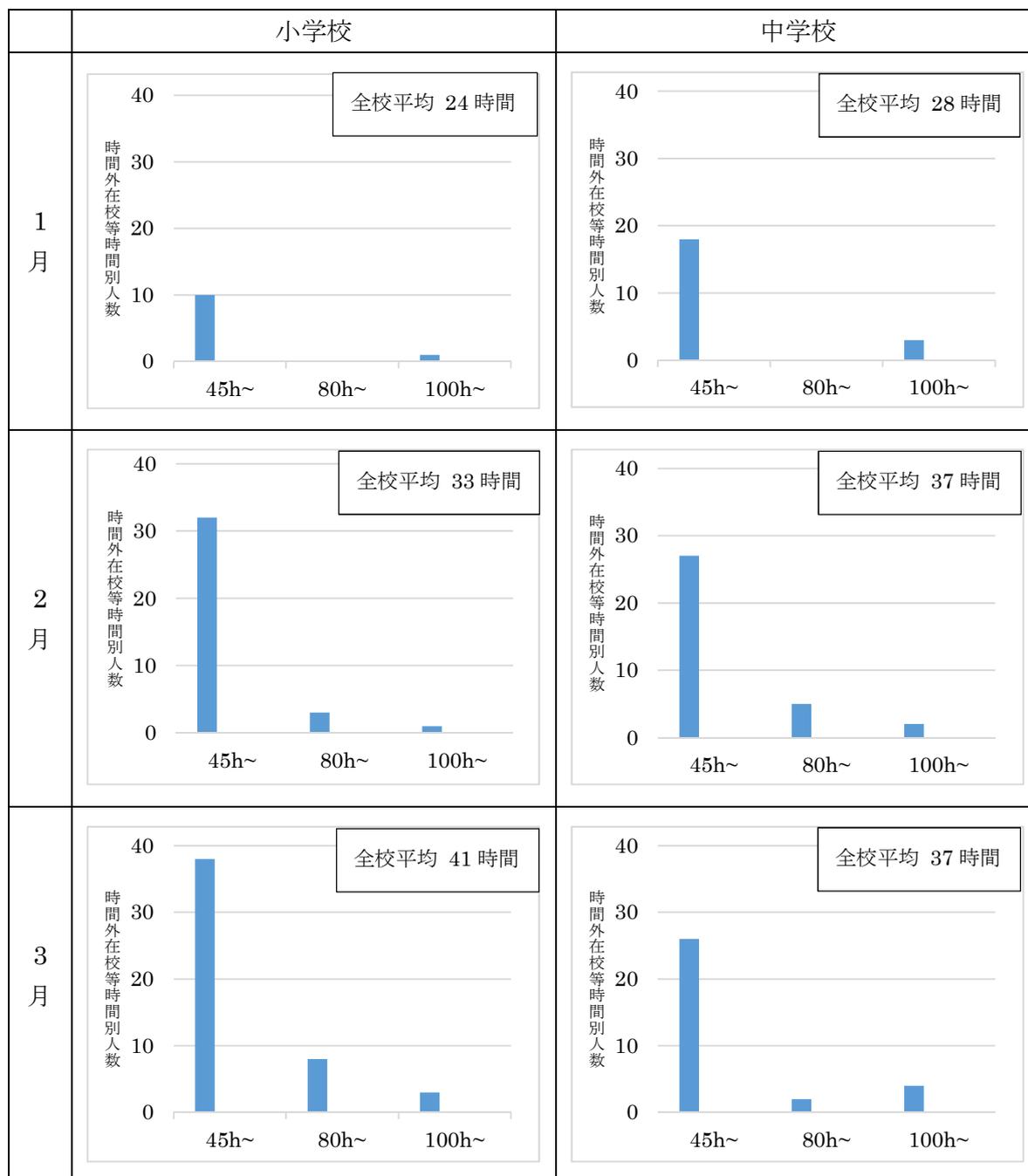
1 公表に向けた考え方

- 別海町教育委員会では、規則において、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間（時間外在校等時間（超過時間））を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする目標を掲げています。
- 別海町立学校において、令和2年度に導入した出退勤管理システムで把握される教育職員の時間外在校等時間（超過時間）を定期的に公表し、働き方改革に関する各般の取組実績を全体で確認することにより、長時間勤務の縮減に向けた実効性を確保します。

2 教育職員の時間外在校等時間（超過時間）

年月	学校種	職員数	時間外在校等時間（超過時間）別人数				平均時間
			45時間未満	45～79時間	80～99時間	100時間以上	
令和3年 1月	小学校 (8校)	121名	110名 (91%)	10名 (8%)	0名 (0%)	1名 (1%)	24時間
	11名 (9%)						
令和3年 1月	中学校 (8校)	106名	85名 (80%)	18名 (17%)	0名 (0%)	3名 (3%)	28時間
	21名 (20%)						
令和3年 2月	小学校 (8校)	121名	85名 (70%)	32名 (27%)	3名 (2%)	1名 (1%)	33時間
	36名 (30%)						
令和3年 2月	中学校 (8校)	106名	72名 (68%)	27名 (25%)	5名 (5%)	2名 (2%)	37時間
	34名 (32%)						
令和3年 3月	小学校 (8校)	121名	72名 (60%)	38名 (31%)	8名 (7%)	3名 (2%)	41時間
	49名 (40%)						
令和3年 3月	中学校 (8校)	106名	74名 (70%)	26名 (24%)	2名 (2%)	4名 (4%)	37時間
	32名 (30%)						

3 時間外在校等時間（超過時間）の割合



※ 教育職員とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭をいいます。

※ 在校等時間とは、教育職員が在校している時間を基本とし、校外で活動する時間を加え、業務外の時間及び休憩時間を除いた時間をいいます。